

平成30年 第4回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：平成30年 4月26日（木）午前10時00分から午前11時50分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
小林教育長、榎本職務代理者、菅原委員、金井委員、吉田委員
出席事務局
岩原管理課長（兼給食センター所長）・山口管理課長補佐・須藤指導室長・
藤森社会教育課長・川井田社会教育課長補佐
欠席事務局
山本給食センター副所長
- 4 会議録署名委員：金井委員、
前回署名：菅原委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

平成30年 4月26日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 2号	専決処分事項の報告について (非常勤特別職の委嘱について/4月1日付) 【承認】
5	報告第 3号	専決処分事項の報告について (弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱について/4月1日付) 【承認】
6	議案第17号	弟子屈町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について 【原案可決】
7	議案第18号	弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について 【原案可決】
8	議案第19号	弟子屈町立学校管理規則書式規程の一部を改正する訓令の制定について 【原案可決】
9	議案第20号	非常勤特別職の委嘱について 【原案可決】
10	議案第21号	平成30年度弟子屈町奨学生の決定について 【原案可決】
11	議案第22号	弟子屈町交通遺児就学資金支給の決定について 【原案可決】

会議内容

【開 会】

岩原課長 :ただ今より、平成30年第4回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、小林教育長より、ごあいさつ申し上げます。

小林教育長 :本日は、年度初めのお忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。それでは、只今から、平成30年第4回定例教育委員会を、開会いたします。早速ですが、日程1、会議録署名委員の指名につきましては、金井委員に、お願いしたいと思います。前回の臨時委員会での議事録の承認につきましては、菅原委員に、お願いしております。よろしいでしょうか？

各委員 :はい。

小林教育長 :それでは、そのように、取り計らいたいと思います。日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 :ありません。

小林教育長 :異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思います。

【行政報告件名】

3月27日 寄付採納

3月28日 平成29年度第7回釧路管内市町村教育委員会教育長会議
平成29年度第7回釧路管内町村教委連教育長部会議
釧路管内町村教委連教育長部会施設研修会
教育懇談会（釧路教育局幹部職員送別激励会）

3月30日 弟子屈町役場職員退職職員辞令交付式
川湯中学校校長見送り
川湯中学校退職教員辞令交付式
和琴小学校校長見送り
弟子屈中学校教員退職辞令交付式

3月31日 奥春別小学校教頭見送り、出迎え
和琴小学校校長出迎え
弟子屈小学校校長見送り
川湯中学校校長出迎え

4月 1日 弟子屈小学校校長出迎え
平成30年度弟子屈町公立学校長歓迎交流会

4月 2日 平成30年度弟子屈町教育委員会（町出向）辞令交付式
平成30年度弟子屈町職員辞令交付式

平成 30 年度弟子屈町教育委員会職員・教育委員会定数外職員・臨時職員辞令交付式

平成 30 年度第 1 回教委連絡会議

「教育委員コラム」第 20 号発行

平成 30 年度弟子屈町教職員辞令交付式

平成 30 年度臨時弟子屈町校長会議

平成 30 年度第 1 回課長会議

平成 30 年度学校施設開放協議会

4 月 3 日～26 日 公民館ロビー展「楽しいハンドメイド展」

4 月 3 日 弟子屈高等学校「弟子屈探究」開催協議会

4 月 4 日 平成 30 年度弟子屈町子どもサポート隊研修会

平成 30 年度弟子屈町文化スポーツ少年団本部事務担当者会議

指導室付再任用職員業務

4 月 5 日 釧路教育局人事異動着任挨拶

4 月 6 日 春の交通安全街頭啓発No.1

平成 30 年度美留和小学校始業式

平成 30 年度川湯小・和琴小・奥春別小・弟子屈小、弟子屈中・川湯各中入学式

北海道釧路方面本部弟子屈警察署訪問挨拶

4 月 7 日 平成 30 年度釧路管内退職校長会定期総会

平成 30 年度釧路管内退職校長会傘寿祝賀・新会員歓迎会

4 月 8 日 平成 30 年度摩周丘幼稚園入園式

4 月 9 日 平成 30 年度北海道弟子屈高等学校入学式

4 月 10 日 春の交通安全街頭啓発No.3

春の交通安全旗の波街頭啓発

平成 30 年度第 1 回弟子屈町公立学校校長連携会議

平成 30 年度第 1 回弟子屈町学校給食費滞納対策会議

平成 30 年度弟子屈町小中学校校長・教頭会議

平成 30 年度教育関係者合同歓迎会

4 月 11 日 平成 30 年度弟子屈町民大学生生きがい講座弟子屈学級開講式

日本水泳連盟役員 OWS 屈斜路 2018 大会現地視察

4 月 12 日 春の交通安全街頭啓発No.5

歯科検診No.1

平成 30 年度弟子屈町民大学生生きがい講座川湯学級開講式

4 月 13 日 春の交通安全街頭啓発No.6

期限付き教諭辞令交付式No.1

平成 30 年度弟子屈町交通安全運動推進協議会総会

4 月 14 日 コミュニティ・スクール説明会

4 月 16 日 平成 30 年度第 1 回釧路管内市町村教育委員会教育長会議

平成 30 年度第 1 回第 13 教科用図書採択地区教育委員会協議会総会

- 平成 30 釧路管内町村教育委員会協議会教育長部会総会
平成 30 年度第 1 回教育懇談会(釧路教育局幹部職員歓迎会)
平成 30 年度弟子屈町体育協会総会
- 4 月 17 日 平成 30 年度全国学力学習状況調査
- 4 月 18 日 平成 30 年度釧路管内小中学校等校長会議
平成 30 年度第 1 回摩周ふれあいスポーツクラブ運営委員会
- 4 月 19 日 平成 30 年度第 1 回「みんなで歌おう！うたごえ公民館」
「2018 第 35 回レーザー全日本マスターズ選手権大会 in 北海道屈斜路湖」開催協議
平成 30 年度第 1 回弟子屈町公立学校教頭連携会議
平成 30 年度弟子屈町教育支援活動運営委員会
- 4 月 20 日 平成 30 年度摩周湖安全祈願祭
平成 30 年度弟子屈アイヌ協会定期総会
平成 30 年度弟子屈町奨学審議会
- 4 月 21 日 中央大学駅伝部専属トレーナーとの交歓会
- 4 月 22 日 平成 30 年度第 48 回弟子屈町民囲碁大会
- 4 月 23 日 釧路地区中学校体育連盟役員訪問挨拶
弟子屈町教育研究所辞令委嘱状交付
- 4 月 24 日 社会貢献事業現場視察
- 4 月 25 日 社会貢献事業
平成 30 年度弟子屈町役場管理職会歓迎会

【質疑応答】

小林教育長：以上で、行政報告について、終わらせて頂きます。何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

金井委員：危機管理についてお伺いします。暴風雪等の連絡体制はあるんですが、それと同じようにクマなど出沒時の連絡体制はどのようになっていますか？

小林教育長：只今の件について、事務局の方からお答え願いたいと思います。

山口補佐：暴風雪の場合には連絡網体制がきちんと整えております。クマの目撃情報については、昨年度は正確ではありませんが、20 数回程町内であったと思います。その度に所管しております農林課の林務係が情報を一元して、それを役場庁舎内のメールで各職員に一斉に情報を流します。教育委員会の場合は特にメール受信確認の前に電話で「〇〇で熊が出ました」という様な情報をいただき、管理課では町内の小学校、中学校、高校、幼稚園に一斉にファックスにて情報を送信します。何時何分、どの辺りで例えば親熊がいた、仔熊がいたとか、どちらの方に走っていったとか。そういった概要についての一報をファックスで流します。そしてその情報が近い学校。例えば昨年であれば川湯地域でよく目撃がありましたので、川湯小、川湯中学校にはファックスの受信を確認していない場合もありますので、改めて電話でそういった内容を口頭で説明している

という様な状況でございます。ただ、現地で熊を目撃してから役場に連絡があって、それから教育委員会、学校という中で、場合によってはかなりの時間が経過している場合がありますが、それについては今一度、速やかな連絡体制をとらなければならないのかなと考えております。それと昼間であればそういった連絡がありますけれども、土日の場合にも農林課には直接電話は来ますので、管理課の管理職の携帯に電話がありまして、本当に急を要する場合には教頭先生なりの携帯へ電話をいたします。早朝であれば、特にスクールバスの観点で、その路線の付近でしたら先ず学校へ連絡をし、場合によってはその保護者へ直接連絡がいくようにしてはどうかと思います。昨年も吉田委員さんの近辺でも情報もありましたけれども、その場合には臨機応変に対応を取っているというところでございます。

小林教育長：金井委員、何かありますか？

金井委員：実は父兄の方から「熊の情報が出た後に既に子どもが学校に登校をしていたらどうしたらいいのか？」という様な事を聞かれた事があるものですから。去年までの話は分かりましたので、新しいものを構築して、スピーディーにシステムチックにでも考えていただければと思ひまして。

山口補佐：関係課とも検討していきたいと思ひます。

小林教育長：よろしいですか？

金井委員：はい。

小林教育長：後はありませんか？

金井委員：もう1点です。AEDが小学校とかに置いてありますが、もしも万が一そのAEDを使用したい時にマップがもしもあれば、ホームページでもよいので、見られるシステムと、例えば小学校でカヌーなんかで和琴半島の近くで倒れたその場合、和琴小学校に誰かが行った場合、学校で対応が出来るというシチュエーションというのを考えておかないと、いきなり行ったらシャットアウトされるというなんて事もありえるので、そこら辺も学校の対応をそれも少し考えていただいております。無いに越した事はないんですが、もし、いきなり人が来て、全然シャットアウトされる事もあるかもしれませんので、そういう事をお願いします。

小林教育長：どうですか？

山口補佐：学校に配置しているAEDにつきましては児童生徒、学校職員を対象に設置していると考えております。ただ、金井委員がおっしゃられた様に緊急を要するガイドや観光客ですとか、通りすがりの方がマップの情報を見ながら学校へ行った時にシャットアウトという様な状況では一大事の時に不適切な対応になるかもしれませんので。その辺り、通常は防犯上の関係で施錠をしておりますが、その様な状況に対応出来る様に学校にもお知らせをしておきたいと思っております。マップについては弟子屈町では整理をしておりますでしたが、北海道庁の保健福祉部の担当課で全道のAEDを設置している一覧表を作成してお

りますので、それをお手元に用意させていただきました。ただ、これ自体が民間あるいは公的な機関から情報を集約しているという事で、例えば玉川大学にも既に設置しておりますが、このリストから漏れていたりという事なものですから、今一度、担当課とも整理をしたいなというように思っております。それと補足で調べたところだったんですが、旅行中に緊急事態が発生した場合には弟子屈町の旅行会社のツーリズムてしかがでは、ホームページに一覧とマップを掲載しておりました。それから、日本全国AEDマップというもので、これもスマホ等で地名を入れて検索をすれば、その近辺を中心に印が付くという様な事がありましたので、それも併せて報告させていただきます。

小林教育長：金井委員、どうですか？よろしいですか？

金井委員：後、これを見ると小学校とかおひさま保育園には1台しか設置しておりませんが、一応AEDには小児用と大人用とありまして、12歳以下は小児用なんですよね。ですから、小児用のAEDなのか大人用のAEDなのか、そういう事なんですよね。特におひさま保育園の場合だと12歳以下の子どもばかりですから、大人用のAEDしか置いていなかった場合は使用出来ない訳ではないんですが、一応小児用のAEDもあるという事で、12歳以下は小児用のAEDを使って下さいという事になっていますので。そういう設置基準がどうなっているのかなと。まあ、お金がかかりますけれどもね。一応大人用でも使っても構わないとは言われていますが、幼稚園とかでしたらやはり小児用の方が良いと思います。

小林教育長：ちょっと今、答えられないので調べさせていただきたいと思います。よく分かりました。後は他にありませんか？

菅原委員：1つ提案をよろしいですか？フラワータッチの事なんですけれども。今年はフラワータッチですが、来年はまた考えなければならないという事なので。今まではゴミ拾いのクリーンタッチやオオハンゴウ草のジュニアパークレンジャーだとかをやりましたけれども。まずは子どもたちに今年1年で考えさせて、子どもたちで、弟子屈で自分たちが、何が出来るかという様な事を。小学校の低学年は難しいかもしれませんが、例えば中学生だとか高校生で、自分たちがどう関わって、この弟子屈町に何か貢献をしていくのかというのを、この1年間でアンケートか何かを取って、その中から出来る事をやっていくというのはどうなのかな、と思うんですけれども。

小林教育長：それでは私の方から答弁させていただきます。まあ、3年も4年も同じことをやっても余り意味が無いと。今までは校長会で議論して決めていたんですけれども。今、菅原委員が言うように、フラワータッチもそうなんですけど、実質的に弟子屈高校生がいないと出来ないんですよ。弟子屈高校生が一番よく分かっていると。勿論、事前に「どうやって植えるか」とか、そういう指導は業者の人に来て説明をしてもらっています。ですから、小・中学生からアンケートを取るのも良いんですが、1回高校に投げて良いのかなと思っています。

校長会のお許しがないと出来ませんが、お許しをいただきながら、もしくは弟子屈高校の生徒会で、それを考えてもらって、そして具体的に提示をしてもらう方が良いのかなど。ですから、菅原委員がおっしゃるようなそういう風にしたらいと私も今、思っています。なかなかアイデアが出ないんですよね。大体、やりつくしたというところがあるんですけども。それでも子どもたちの意見を聞くという事は大事な事なので。そう言ったところで弟子屈高校の生徒たちも頑張って検討していく機会を作ればそれなりに提案が出てくるのかと。それも弟子屈高校の魅力になるのかもしれないという事で。何れにしても校長会に提案をしたいと思います。よろしいですか？

菅原委員：後、もう1点。給食の申し込みというのがありましたよね。これはどういう意図があつての事ですか？例えば申し込まないという事もあり得るんですか？今までは無かったですよね。給食申込用紙というのが学校からきて、一筆書いて判子を押してというのが来ているんですが、今までは無かったんです。ですからどういう意図があつたのかなど。給食費を払いますよ、というのを促しての事なのか。それとも長期で休んでいる子が申し込みませんよ、とかいう扱いのためなのか意図が分からなかったのと、例えば食費完納になっていますが、長期休みの子は収めているのかどうなのか。今年初めてきたので。これを見たら1か月毎に毎月という事なので。

小林教育長：休憩します。

小林教育長：休憩を解きます。今説明したとおりですので、是非ご理解いただきたいと思えます。他に何か、気が付いた点などありましたら、「その他」のところ、お願いします。なければ、次に進めさせていただきます。

小林教育長：日程4、報告第2号「専決処分の報告について」を、議題と致します。
本件につきましては、「4月1日付けでの、非常勤特別職の委嘱について」であります。なお、本件と、次の報告第3号につきましては、教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関することとありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会となります。現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思えますが、如何でしょうか？

各委員：異議なし。

【非公開案件】

小林教育長：秘密会を解きます。それでは、報告第2号「専決処分の報告について／非常勤特別職の委嘱について」を承認致します。

小林教育長：日程5、報告第3号「専決処分の報告について／弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱について」を、議題と致します。

本件につきましては、報告第2号と同じく、4月1日付けでの、委員の委嘱と任命であります。なお、引き続き、秘密会と致します。

【非公開案件】

小林教育長：それでは、秘密会を解きたいと思います。報告第3号「専決処分の報告について／弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱について」を承認致します。

小林教育長：日程6、議案第17号「弟子屈町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

本件につきましては、これまで議論してきた会議録のホームページ公表に関連する規則の一部改正であり、大変重要な審議事項でありますので、十分議論して頂き、議決されましたら、本日の定例委員会分の会議録から、ホームページに公表されるということになります。

それでは、事務局より、説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第17号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。小林教育長からもお話がありまして、教育委員会の会議録につきまして、ホームページなどにより公表することとして、その定めを規則に明記するものであります。また、その改正に合わせて、一部字句の修正などを行うことと致しました。それでは、議案書の、議案第17号のページをお開き願います。始めに、2ページ目をお開き願います。併せまして、参考資料の6ページと7ページをご覧願います。参考資料に現行規則の全文を掲載しておりますが、7ページの第17条に、会議録について、記載されており、今回、議案書の新旧対照表の右側のように、第5項として「教育長は、署名を終えた会議録について、速やかに公表するものとする。ただし、第15条第1項ただし書きの規定により秘密会とした事件の審議に係る部分については、公表しないものとする。」との1項を加えました。公表する際の会議録の記載方法につきましては、別添の資料に整理しておりますので、お手元にご用意願います。次に、そのほかの改正内容について、説明いたします。

議案書の1ページに、お戻り願います。第1条から第13条までは、文言の修正で、内容自体に変更はありません。2ページをお開き願います。第14条も、読点の追加です。第15条の会議の傍聴に関する規定ですが、それぞれ、秘密会となる事項について記載しております。左側の現行条文におきまして、第1号は、教育長の任命承認に関することですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正前は、5名の委員の中で教育長を選出していたため、その過程に関して秘密会の扱いとしておりましたが、法律の改正により、あらかじめ教育長として議会で議決されることになりましたので、第1号と第2号の「教育長並びに」の文言を削ります。第3号は、教職員の人事に関してですが、これまで「校長、教頭」だけの議決事項としておりましたが、教委職員全員についての議決事項でありますので、そのように文言を改めました。第5号は、懲

戒処分の対象者ですが、法律改正により、教育長が特別職としての立場に一本化されたことにより、地方公務員法に基づく懲戒処分の適用を受けなくなったため、「教育長並びに」の文言を削除します。第8号は、文言修正です。右側の改正後で、番号が一つずつ繰り上げておりましたが、新たな第8号として、「その他個人及び団体の権利を侵害するおそれのある事件に関すること。」を加えました。本日の議案審議で、後ほど、奨学金の貸し付けに関する議案と、交通遺児就学資金の支給に関する議案を提出しますが、従来では、このような個人情報を取り扱う際に、秘密会となる規定がありませんでしたので、今回、第8号を追加するものであります。最後に、附則として、第17条に第5項を加える改正規定、会議録の公表ですが、4月1日以降に開催される会議から適用する、と致しました。

以上、議案第17号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い申し上げます。今までも何回かこの件についてはお話をしてきたと思います。細かい事までは今まで決めていなかったもので、今回細かいところまで決めようとしたのですが？いかがですか？

菅原委員：テープ起こしから何から、本当に議事録というのは凄く大変な事なんです。事務局がやり易いように、発した言葉のある程度、文言整理していただければと思います。

金井委員：そうですね。

山口補佐：適宜、正確な議事録を作成していきます。

小林教育長：何れにしても町民の人たちがきちんと議論されている、またはその結果をちゃんと公表するのは今では常識なので。この間「教育委員会」という冊子を配付いたしましたが、あの中にも結構、全国でも相当やられているというのは間違いないので。やはり公表するという事は大事な事だと思います。それでは、無いという事なので、承認してもよろしいですか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第17号「弟子屈町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を承認致します。

小林教育長：日程7、議案第18号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がありますので、日程8議案第19号「弟子屈町立学校管理規則書式規程の一部を改正する訓令の制定について」を、併せて議題と致します。事務局より、説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第18号と議案第19号につきまして提案理由をご説明させていただきます。今回の改正は、北海道教育委員会から、道立

学校職員の服務規程が改正されたことの通知を受け、市町村立学校においても、同様の措置を取ることとなりましたので、町立学校の管理規則を改正するものであります。

それでは、議案書の、議案第18号のページをお開き願います。次の1ページをお開き願います。併せまして、参考資料の9ページから、学校管理規則の全文を掲載しておりますが、12ページ目をお開き願います。学校職員の服務について、規定しており、下の方で、第22条では赴任したときの対応、第24条で旅行命令、いわゆる出張する際の対応について書かれております。今回は、その次の第25条の外勤に関して、であります。議案書の改正前の欄に書かれているように、「職員に対する外勤の命令は、外勤簿をもって行う。」としていたものを、道立学校のように、「口頭により行う。」に改めることとしました。外勤簿の様式については、参考資料の16ページに、書式規程の第11号様式の3として、このように定められておりますが、この様式が不要となりますので、議案第19号により、削除することと致しました。議案第19号のページをお開き願います。様式の削除という改正でありますので、新旧対照表は、1ページのように、「附記説明・別紙による」との記載となります。2ページをお開き願いますが、改正後の様式一覧で、参考資料16ページの様式番号・「第11号様式の3」の外勤簿を、この一覧から削ることで、外勤簿の様式がなくなります。以上、議案第18号と19号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

小林教育長：無いようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

小林教育長：それでは、議案第18号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」と、議案第19号「弟子屈町立学校管理規則書式規程の一部を改正する訓令の制定について」を承認致します。

小林教育長：日程9、議案第20号「非常勤特別職の委嘱について」を、議題と致します。本件につきましては、5月1日付けで委嘱する非常勤特別職の委嘱であります。報告案件と同じく、教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関することとありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会となります。

それから、次の議案第21号「平成30年度弟子屈町奨学生の決定について」と、議案第22号「弟子屈町交通遺児就学資金支給の決定について」も、個人情報秘密保持のため、引き続き、秘密会となります。

【非公開案件】

小林教育長：秘密会を解きます。それでは、議案第20号「非常勤特別職の委嘱について」を承認致します。

小林教育長：日程10、議案第21号「平成30年度弟子屈町奨学生決定について」を、議題と致します。引き続き、秘密会と致します。

【非公開案件】

小林教育長：秘密会を解きたいと思います。それでは、議案第21号「平成30年度弟子屈町奨学生決定について」を承認致します。

小林教育長：日程11、議案第22号「弟子屈町交通遺児就学資金支給決定について」を、議題と致します。引き続き、秘密会と致します。

【非公開案件】

小林教育長：秘密会を解きたいと思います。それでは、議案第22号「弟子屈町交通遺児就学資金支給決定について」を承認致します。

小林教育長：これで、本日本日予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたいご意見などが、ありましたら、お願いします。

吉田委員：修武館の横の広い所の駐車場なんですが、卒業式と入学式の際に使わせてもらったんですが、卒業式の日うちの車が奥の方で1度埋まりかけたんです。入学式の日も1台、完全にはまった車がいたんですが。今あそこは入れなくなっているんですか？

小林教育長：事務局からお願いします。

藤森課長：はい、すみません。基本的にあそこは町の方で所管している駐車場で、基本的にうちの職員ですとか、学校の先生方に使っている駐車場なんですが。雪解けの時にはいつもあそこはぬかるんで、総務課の方でも対応に苦慮しているとは思いますが。神社の方から雪解け水が流れてきて、どうしても乾きが遅くて。そういう事があった事は、総務課に伝えておきます。

小林教育長：そうですね。後はありませんか？無いという事ですので、全ての議案が終了いたしました。ご協力大変ありがとうございました。最後に、次回以降の教育委員会開催日時につきまして、確認します。

次回の「第5回定例教育委員会」の開催日程につきましては、前回の定例教育委員会で、5月29日（火曜日）午前10時から、公民館研修室で開催することで、了承を頂いておりますので、よろしくお願い致します。

第6回定例教育委員会につきましては、今年最初の移動教育委員会となります。和琴小学校での開催で、6月26日（火曜日）、午前9時10分からを予定しております。移動教育委員会の際の時間は、1時間目と2時間目の間の休み時間に、学校職員と自己紹介を行って、そのあとから教育委員会の会議と、校長やPTAとの教育懇談会となりますので、早い時間での開催となります。都

合が悪ければ、第2案として、27日（水曜日）となります。
それでは、以上をもちまして、本日の会議「平成30年第4回定例教育委員会」
閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 小林 俊 夫

弟子屈町教育委員会 委 員 金 井 秀 明